

「食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会
の中間とりまとめ（案）」に寄せられたご意見等の概要とご意見
等に対する考え方について

平成18年9月

農林水産省

1. 概要

「食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会の中間とりまとめ（案）」について、以下のとおり意見募集を行った。

- (1) 意見募集期間：平成18年8月7日（月）から平成18年8月25日（金）
- (2) 告知方法：ホームページ（農林水産本省）食品産業企画課窓口での配布及びプレスリリース
- (3) 意見提出方法：郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか

2. 提出件数

34件（意見提出者 11名）

* 提出意見・要望等の中には複数の項目について言及されているものがあり、提出件数は延べ件数である。

3. 意見・要望等の概要

中間とりまとめ（案）のそれぞれの項目に対する意見・要望等の件数は以下のとおり。

- 1. はじめに（0件）
- 2. 食品リサイクル制度の現状と課題（0件）
- 3. 効果的かつ効率的な再生利用等の促進（19件）
 - (1) 発生抑制の促進について（3件）
 - (2) リサイクルの促進について（1件）
 - (3) 再生利用等の実施率目標について（2件）
 - (4) 再生利用等の促進に係る環境の整備について（10件）
 - ア 食品関連事業者の取組意欲の維持・増進に係る措置（1件）
 - イ 事業の実態に即した再生利用等の促進に係る措置（2件）
 - ウ 円滑な食品循環資源の流通・活用に係る措置（7件）
 - (5) 適正な再生利用等の取組の確保について（2件）
 - ア 不適正な再生利用事業者の登録の排除（2件）
 - イ 多量排出事業者等一定の要件に該当する者からの報告徴収（0件）
 - (6) 関連施策等との連携について（1件）
 - ア リサイクル製品の安全性・品質の確保のための施策との連携（0件）
 - イ 食育・環境教育施策との連携（0件）
 - ウ 飼料自給率向上施策との連携（1件）
 - エ 環境保全型農業推進施策との連携（0件）
 - オ バイオマス・ニッポン総合戦略推進施策との連携（0件）
- 4. おわりに（0件）
- 5. 中間とりまとめの内容以外の意見（15件）

項 目	主 な ご 意 見 等 の 概 要	意見数	ご意見等に対する考え方
<p>3. 効果的かつ効率的な再生利用等の促進</p> <p>(1) 発生抑制の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・排出された食品廃棄物を分析することにより、より多く排出されているものを特定し、その情報も元に発生抑制に役立てるべき。 ・中小・零細企業においては、発生抑制の取組手法がわからないために、取組に対しての意欲そのものが低調な場合が多く、同業他社の発生抑制に対する取組好事例を数多く提供することにより動機付けを行うべき。 ・発生抑制を図るために、その原因である消費者の行き過ぎた鮮度志向を改めるとともに、小売業の店頭における賞味期限についての正しい理解が図られるよう、行政指導で普及活動を推進していくべき。 	<p>1</p> <p>1</p> <p>1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえ、さらに小委員会での議論を深めてまいります。 ・「中間とりまとめ3(1)発生抑制の促進について」において、「業種・業態ごとの課題に対応した効果的な発生抑制の取組事例を抽出し参考事例として活用することで、取組を促すといった措置等も検討すできである」と明記し、ご意見の趣旨が盛り込まれているところです。 ・ご意見を踏まえ、さらに小委員会での議論を深めてまいります。
<p>(2) リサイクルの促進について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理場に「メタン発酵等」を併設することにより、既存の処理ルートをかさず、バイオマス利用も可となるので検討すべき。 	<p>1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえ、さらに小委員会での議論を深めてまいります。
<p>(3) 再生利用等の実施率目標について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施率の目標設定は、業種毎に設定すべき。 ・過半数の事業者がリサイクルに取組めていない原因を分析して、全体の底上げを図るべき。 	<p>1</p> <p>1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「中間とりまとめ3(3)再生利用等の実施率目標について」において、「これまでの再生利用等の実施状況も踏まえつつ、再生利用等のより一層の促進に資するような目標設定のあり方を検討すべきである」と明記し、ご意見の趣旨が盛り込まれているところです。
<p>(4) 再生利用等の促進に係る環境の整備について</p> <p>ア 食品関連事業者の取組意欲の維持・増進に係る措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「第三者機関認証制度」の早期立ち上げを目指し、発生抑制・再生利用・減量の把握と、インセンティブを確保すべき。 	<p>1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「中間とりまとめ3(4)ア食品関連事業者の取組意欲の維持・増進に係る措置」において、「優良な再生利用等の取組を行った食品関連事業者に対し、内容相応の評価を行うこと等により、取組の意欲喚起につながる施策を検討すべきである」と明記し、ご意見の趣旨が盛り込まれているところです。

<p>イ 事業の実態に即した再生利用等の促進に係る措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・フランチャイジーが食品リサイクル法を進めていくのは困難であるため、フランチャイザー指導のもと行わせるべき。(しかし、本部企業間において格差が大きく、本部は加盟店に対して強制できないこともある。) ・食品廃棄物のリサイクルは、食べ物を大切にすることを養う上で非常に意義があるので、刑務所・少年院等の矯正・更生施設を運営する官公庁も対象事業者を含めるべき。 	<p>1</p> <p>1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「中間とりまとめ3(4)イ(ア)事業の実態に即した再生利用等の促進に係る措置」において、「現行制度における食品関連事業者の捉え方との整合性に留意しつつ、効率的な再生利用等を行うことが可能になるよう、検討すべきである」と明記し、ご意見の趣旨が盛り込まれているところです。 ・ご意見を踏まえ、さらに小委員会での議論を深めてまいります。
<p>ウ 円滑な食品循環資源の流通・活用に係る措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・登録再生利用事業者制度を有効活用するため、産業廃棄物の収集運搬業許可業者は、一般廃棄物も収集運搬可能とするか、又は食品廃棄物等を産業廃棄物として取扱うべき。 ・食品廃棄物を資源と捉えることにより、廃棄物処理法の規制から外すべき。 ・事業系一般廃棄物である魚アラについて、社会的、経済的コストの低減を図るために、自治体区域を超えた広域的な処理ができるよう位置付けるべき。 ・食品廃棄物のエネルギー化において、現状ではメタン発酵のみであるが、処理能力が十分でないためサーマルリサイクルも再生利用として認めるべき。 ・食品リサイクルにおけるたい肥には限界があるため、メタン化やエタノール化等エネルギーへの転換を民間レベルではなく国 ・自治体が率先して実践していくべき。 	<p>1</p> <p>2</p> <p>2</p> <p>1</p> <p>1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・頂戴したご意見につきましては、今後の小委員会での議論にあたり、十分参考にさせていただきます。
<p>(5) 適正な再生利用等の取組の確保について ア 不適正な再生利用事業者の登録の排除</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を継続していない業者があるため、登録再生利用事業者の監視を強化すべき。 ・登録再生利用事業者の情報を開示すべき。(受入先、再生利用の状況等。) 	<p>1</p> <p>1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえ、さらに小委員会での議論を深めてまいります。 ・農林水産省ホームページにおいて登録再生利用事業者の情報について公表しておりますが、受入先、再生利用の状況等の情報の開示につきましては、今後の小委員会の議論にあたり、十分参考にさせていただきます。
<p>(6) 関連施策等との連携について ウ 飼料自給率向上の施策との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食品残さ由来の飼料を供給した豚肉の安全性という問題が浮上していることから、安全な飼料を生産するための食品リサイクル法の役割を打ち出していくべき。 	<p>1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「中間とりまとめ3(6)ウ飼料自給率向上施策との連携」において、「その品質や安全性、安定した供給を確保するために、関係者同士の積極的な連携を検討すべきである」と明記し、ご意見の趣旨が盛り込まれているところです。

5 . 中間とりまとめの内容以外の意見	
取組方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却処理がリサイクルより安価になるという実態があることから、農水省として環境省の取組「循環型社会の形成に向けた市町村の一般廃棄物処理の在り方について」意見具申(平成16年10月20日)を支援・後押しをすべき。(1) ・「循環型社会の構築」と「食料自給率向上」という命題を掲げて法の改正を進めるべき。(1)
食品関連事業者の取組について	<ul style="list-style-type: none"> ・食品関連事業者自ら発生抑制・再生利用・減量の目標・実績を申告・公表することを優先して実践すべき。(1)
登録再生利用事業者について	<ul style="list-style-type: none"> ・関西地区での登録再生利用事業者の数が少なく、規模が小さいため大量の食品循環資源を持ち込めない場合がある。(1) ・登録再生利用事業者に対して、リサイクルを推進するため製品の解砕、分別機の投資資金援助を国が行うべき。(1) ・登録再生利用事業者に限り、全自治体の収集運搬業の許可を必ず得られるような制度にすべき。(1) ・魚アラの飼料化において収集から製造、流通までのリサイクルが完成している優良なリサイクル業者については、登録再生利用事業者の資格を十分に満たしていることから、その登録を自動的に認定する特例を設けるべき。(2) ・優良な登録再生利用事業者に対しては税金免除等の優遇措置を検討すべき。(1)
分別排出の義務化	<ul style="list-style-type: none"> ・食品リサイクルを円滑に行うため、食品リサイクル法において分別排出を食品関連事業者に対してある程度拘束力をもたすべき。(2)
農業生産者に対する義務付け	<ul style="list-style-type: none"> ・農業生産者に対し、生産作物の作柄、又は使用肥料(たい肥)の例えば20%以上を食品残さ由来のたい肥を使用することを義務付けるべき。(1)
食品リサイクル税の創設	<ul style="list-style-type: none"> ・食品輸入業者に対し、食品リサイクル税を創設し、食品リサイクルの設備投資、処理費用、肥料業者の回収費用補助等、食品リサイクルに関するあらゆるセクションの環が事業として経済的に成立するための財源とすべき。(1)
生ゴミ処理機生成物について	<ul style="list-style-type: none"> ・処分場問題で可燃ごみ、不燃ごみの焼却によるエネルギー利用の政策の前に、従来的一般廃棄物収集運搬システムを利用した生ゴミ処理機生成物を収集運搬できるシステムを構築するために市町村を指導すべき。(1) ・生ゴミ処理機生成物の安全性・品質を確保するため、食品関連事業者が安全対策指針(環境省通知平成17年6月)で指導された管理体制を実践するよう指導すべき。(1)

<p>補助金等制度の導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県農業試験場等で生ごみ処理機生成物による栽培実証・試験を施策で展開し、施肥基準づくり等に反映させた「環境と調和のとれた作物生産活動規範」の取組を早めるべき。(1) ・生ごみ処理機生成物を活用したリサイクル・ループの事例を公表し、農業者の輪を構築していただきたい。(1) ・「一次処理導入生ごみのリサイクル・平成17年7月環境省調査」を踏まえて全府省庁の導入目標年度を定めたりサイクル・ループの取組を行うべき。(1) <p>減量について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の民間企業間における食品系廃棄物の有効利用に関する研究、検討に対する補助制度導入すべき。(1) ・他者に譲渡して再生利用を行った場合、コスト増となり経営を圧迫するため、優良なリサイクルシステムを利用している排出元に補助金等の優遇措置を講ずるべき。(1) ・生ゴミ処理機導入により事業環境、公衆衛生、再生利用等に効果を目指す食品関連事業者に「業務用生ゴミ処理機導入助成金」を実施し支援を図るべき。(1)
------------------	---